

平成30年度『大学月額奨学金』及び『多子世帯向け奨学金』 奨学生募集要項

(平成30年4月に大学・短大の1年に進学した方が対象)

公益財団法人 秋田県育英会

平成30年度の本会奨学生を次のとおり募集します。

◇募集奨学金の種類

①大学月額奨学金

- ・所得制限あり（父母の特別控除後の認定所得合計額が300万円以下）
※詳しくは【別添】応募に関する補足説明の③を参照
- ・他の給付型奨学金・本会入学一時金との併用可（他の貸与型月額奨学金との併用不可）

②多子世帯向け奨学金

- ・所得制限なし
- ・他の給付型奨学金・本会入学一時金との併用可（他の貸与型月額奨学金との併用不可）
- ・世帯の子どもの数が**3人以上**であること
※詳しくは【別添】応募に関する補足説明の②を参照

◇応募資格 ※次のうち①～③と、④または⑤を満たしていること

- ①秋田県出身者であること。※補足説明参照
- ②平成30年4月に、文部科学省所管の国公立・私立の大学及び短期大学（ただし、自治医科大学、産業医科大学及び通信教育部、放送大学を除く）に入学し、1年に在籍していること。
- ③高校卒業後3年以内の者、高卒認定者は中学校卒業後6年以内の者であること。

④【大学月額奨学金のみ】

学資の支弁が困難と認められること。

（父母の特別控除後の認定所得金額合計が300万円以下であること）

認定所得金額は税法上の所得とは異なります。詳しくは【別添】応募に関する補足説明の「③所得の算出方法について」で確認するか、当会事務局へ問い合わせてください。

- (例) 父母とも給与収入のみで、申込者が私立大学自宅外通学の場合、
父の収入額：550万円、母の収入額：404万円→認定所得300万円
(父、母、申込者3人世帯の場合)

⑤【多子世帯向け奨学金のみ】

兄弟姉妹が3人以上の方。（同一世帯において多子世帯向け奨学金の貸与を受けられるのは、子どもの数から2を減じた人数とします）

※詳しくは【別添】応募に関する補足説明の②を参照

(例1)

平成30年4月に大学へ入学した18才長男、高校生の長女、中学生の次男の構成。
⇒18才長男は多子世帯向け奨学金対象者

(例2)

長男、長女はすでに就職して世帯を出ている。4月に大学へ入学した次男の構成。
⇒次男は多子世帯向け奨学金対象者

(例3)

3人兄弟の2番目である大学2年生の姉が多子世帯向け奨学金を受けている。
今年4月に入学した弟が申込者。

⇒申込者は対象にならない。※制度上、1世帯あたり(子どもの数-2)のため。

※また応募にあたっては下記項目にご留意の上、申し込みください。

○日本学生支援機構等他の団体にも申込みすることは構いませんが、採用決定時点でいずれかを選択していただくことになります。(他の団体から貸与を受けることになった場合は、本会の「大学月額奨学金」及び「多子世帯向け奨学金」は併用できません。給付型奨学金との併用は可能です。)

○本会の入学一時金の貸与を受けた方も、応募できます。

◇申込期間

平成30年5月7日(月)～平成30年5月25日(金) 当会必着

(※郵送でも持参でも構いません)

◇募集人員

大学月額奨学金 30名程度
多子世帯向け奨学金 20名程度

双方とも選考により奨学生を採用します。
応募者全員が奨学生に採用されるとは限りません。

◇貸与月額等

①貸与月額 : 50,000円

②貸与期間 : 申込者の在学する大学(短大)の正規の最短修業年限とします。

③貸与方法 : 隔月に2ヶ月分ずつ秋田銀行の奨学生本人名義の預金口座へ振り込みます。

◇返還

①返還期間

上記貸与期間の3倍の期間内とします。(無利息です。ただし、正当な理由がなく、最終返還期間が過ぎても返還されなかった額については、年率5%の延滞利息が課されます。)

②返還方法

年賦(7月又は12月の年1回払い)、半年賦(7月・12月の年2回払い)、
または月賦で奨学金の振り込み口座と同じ口座から振替により返還していただきます。

年賦…1回あたり200,000円 / 半年賦…1回あたり100,000円

月賦…1回あたり16,660円(初回のみ端数上乘せ)

③その他

**返還の際には貸与申込時からの連帯保証人(※1)のほかに保証人(※2)を立て、
借用証書(貸与終了時作成)に印鑑登録証明書を添付していただきます。**

※1…申込者が未成年者の場合は、民法818条で規定する親権者または後見人、成年者の場合は父母等またはこれに代わる者とする。

※2…申込者及び連帯保証人とは別生計で、未成年や高齢でない者とする。

◇提出書類（別添の補足説明を必ずお読みください。）

①貸与申込書〔募集要項に添付の（第1号様式）〕

（当会ホームページからもダウンロードできます）URL：<http://www.akita-ikuei.jp>

②申込者の家族の方（同一生計の方）全員の住民票

- ・平成30年4月以降に発行され、続柄が省略されていないもの
- ・マイナンバーの記載がないもの

※別生計者が記載されている場合は、別生計者の氏名の横に「別生計」と記載してください。

申込者が住所を移している場合と、単身赴任等で別に暮らしているが申込者と同一生計の場合は、住居を構えている先の住民票が必要です。ただし、申込者の兄弟で高校生以上の学生（予備校含む）の分は不要です。

③申込者の在学証明書(原本)

④申込者の家族で学生の方(高校生以上、含予備校)の在学証明書(原本)又は学生証の写し

⑤申込者の父母の平成29年分の収入(所得)金額の分かる書類

※父母のどちらかと離別・死別している場合、一方で可とします。

- ア 平成29年1月以降に就職または転職した場合は、収入等見込額調書(別紙1)。
 - イ 給与所得者である場合は、平成29年分の源泉徴収票の写し。(含パート。異動がない場合)
 - ウ その他の職業、又は二ヶ所以上から収入を得ている場合は、平成29年分の確定申告書(第一表及び第二表)の写し。(異動がない場合)
 - エ 無職の場合は、次のいずれか該当する方の書類を提出してください。
 - ・平成29年1月以降、退職・解雇等により収入がなくなった場合は、退職・解雇等の日付がわかるもの。
 - (例)退職日が記載されている源泉徴収票の写し、雇用保険受給者証の写し、離職票の写し等。
 - ・平成29年1月以前より今現在にかけて無職(無収入)の場合は、「平成30年度市民・県民税の申告書の控え」等の収入のないことが確認できる書類。
- (収入金額が0となっているものに限り)

⑥控除関係の証明書類

- ア 同一生計中に障害者手帳を有する方がいる場合は、その手帳の写し。
- イ 同一生計中に病気療養中の方がいる場合は、平成29年分確定申告書控の写し。
- ウ 両親のいずれかが単身赴任している場合は、その事実が分かるものと、家賃の実負担分が分かるもの(最新のもの)。
- エ 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯は、り災・被災証明書と、平成29年中に支出した被害額等が分かるもの。保険等で補填された場合はその額が分かるもの。

⑦調査書(出身高等学校長の証するもの)【開封無効】(※成績証明書ではありません)

高卒認定の方は合格成績証明書(文部科学省発行)及び成績証明書(高校で取得した単位がある方)

⑧【多子世帯向け奨学金のみ】

- ・戸籍謄本(または、戸籍がある市町村発行のこれに準ずるもの)
- ・戸籍謄本で確認できない兄弟姉妹がいる場合は、そのことがわかる戸籍。

◇採用通知

7月上旬（予定） 応募者全員に、採用の可否を文書で通知します。

◇注意事項

- ①提出書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、漏れのないよう正確に記載してください。なお、不明な点は本会事務局にお問い合わせください。
- ②添付書類の不足や記入不備の場合、選考から除外することがありますので注意してください。
- ③提出書類は、採用の可否にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。
- ④採用の可否についての電話による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねます。
- ⑤採用になった場合、初回の貸与は7月末に4ヶ月分（4月～7月分）を送金します。
その後は偶数月に2ヶ月分ずつを送金します。

◇その他

- ①印紙税法により、所得制限を設けていない多子世帯向け奨学金については、貸与終了時に作成する借用証書には、収入印紙の貼付が必要です。
- ②この奨学金は、秋田県内就職者向けの奨学金返還助成制度の対象となります。
奨学金返還助成制度については、秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課のホームページ、秋田県就活情報サイト「Kocchake!」の特設ページをご覧ください。

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課

TEL 018-860-3751

こっちゃけ

検索 

奨学金に関する申込・問い合わせ先

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎 5階
公益財団法人 秋田県育英会

TEL 018-860-3552

FAX 018-860-3555

Mail : postmaster@akita-ikuei.jp

申込書と提出された個人に関する情報については、この奨学金の申込み及び貸与業務(返還業務を含む)目的以外には使用しません。